

# 第 3 章

## 計画の内容

---

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

### 重点課題（１）男女共同参画意識の普及

#### 現状と課題

男女平等に対する考えについては、市民アンケート調査によると、「男性の方が優遇されている（「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」を含む）」と答えた人の割合が、「社会通念・習慣・しきたりなどで」において73.4%と高い結果となっています。

特に、男性においては共同参画意識を持って実践している人がいる一方、全体としては十分に浸透しておらず、「男女共同参画」を理解し、意識として持っているものの、実行に移せない、生活にまで浸透していない状況にあります。

男女が互いに尊重しつつ個性と能力を発揮する社会の実現には、まず男女共同の趣旨の理解に努め、身の回りの固定的な性別役割分担意識を認識し、一つひとつ見直していく必要があります。

そのため、意識の向上を重点として、意識を行動に変化するまで高められるような実効性を重視した取組の強化が必要です。

#### 施策の方向

男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や普及イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との協働による普及事業などに取り組みます。

#### 成果指標

| 項 目                                          | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|----------------------------------------------|----------|----------|
| 夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考えに反対（どちらかといえば反対を含む）の市民の割合 | 67.7%    | 75.0%    |
| 社会通念・慣習・しきたりなどで男女が「平等」であると思う市民の割合            | 11.3%    | 15.0%    |
| 学校教育の現場で児童・生徒の扱いに関して男女平等であると思う市民の割合          | 53.4%    | 65.0%    |

## 【主要施策①】 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直しや機運づくり

| No | 主な施策               | 実施区分 | 具体的な取組                                                                   | 担当課            |
|----|--------------------|------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 市民への男女共同参画に関する意識啓発 | 継続   | *男女共同参画推進員と連携し、「男女共同参画推進のつどい」を開催するとともに、各地区による推進活動を通して、男女共同参画に対する意識啓発を図る。 | 企画調整課          |
| 2  | 男女共同参画推進のための情報提供   | 拡充   | 男女共同参画に関する様々な情報をホームページ等において発信するとともに、啓発誌を発行し、男女共同参画の理解と認識を深める。            | 企画調整課          |
| 3  | 男女共同参画に関する情報の収集と提供 | 継続   | 男女共同参画に関する図書・情報コーナーの設置をし、資料等の収集と提供を行う。                                   | 企画調整課<br>砺波図書館 |
| 4  | 男女共同参画推進のための調査・研究  | 継続   | 市民の意識を把握し、効果的な意識啓発を図るため、市民や企業等に向けてアンケート調査を実施する。                          | 企画調整課          |

## 【主要施策②】 男性にとっての男女共同参画の意識づくり

| No | 主な施策                 | 実施区分 | 具体的な取組                                                    | 担当課   |
|----|----------------------|------|-----------------------------------------------------------|-------|
| 5  | 男性向け男女共同参画セミナーの開催    | 新規   | 男性を対象として、家庭や職場での男女共同参画をテーマにした出前講座や講座等学習の機会を提供し、意識の向上に努める。 | 企画調整課 |
| 6  | イクメン・カジダン推進に向けての周知啓発 | 継続   | 育児や家事をしている男性の活躍の事例を積極的に広報紙等で紹介する。                         | 企画調整課 |

**【主要施策③】子どもや若い世代に対する男女共同参画意識の醸成**

| No | 主な施策                     | 実施区分 | 具体的な取組                                                                            | 担当課           |
|----|--------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7  | 保育所・幼稚園・学校の教職員の研修の充実     | 継続   | 幼児期から児童期への発達や学びの連続性を重視し、保育所・幼稚園・小・中学校の教員を対象とした男女平等の意識づくりを目的とした研修会を開催して、共通理解を図る。   | 教育総務課<br>こども課 |
| 8  | 学校での男女共同参画に関する学びの推進      | 継続   | 小・中学校において「男女の平等」の指導を充実するとともに、衣食住にかかわる生活能力の育成、家庭生活における家族の協力について理解を図る。              | 教育総務課         |
| 9  | 個性を生かした指導の推進             | 継続   | 学校の指導計画に基づき、職業教育を推進し、社会に学ぶ「14歳の挑戦」や「職業調べ」を継続的に実施して、性別にかかわらず個性・能力が尊重される教育や進路指導を行う。 | 教育総務課         |
| 10 | 子どもや若い世代に合った男女共同参画学習の充実  | 新規   | 小・中学生や高校生が、乳幼児とふれあう体験や男女の体についての理解、家庭の役割などを学習する機会を設ける。                             | 教育総務課<br>こども課 |
| 11 | 婚育事業等と連携した男女共同参画に関する意識啓発 | 新規   | 結婚への意識を高めるために開催する婚育セミナー等において、男女交際から結婚後の家庭の在り方などについて男女共同参画の視点から考える機会を提供する。         | 企画調整課         |

## 重点課題（２）家庭や地域における男女共同参画の推進

## 【重点取組】

## 現状と課題

本市に多い三世代同居については、家族で様々なことが協力できて良いと捉える一方、世代間で生活様式や男女の役割意識の違いがあり、男性の家事等への参画が進みにくいという傾向が見られます。また、家庭生活においては、女性の就業率が高いにもかかわらず、女性が多くの子供の家事を担っている現状があります。近年、核家族が増えつつある中、個人や身近な家族だけの力では、育児や介護が難しくなっている場合もあります。

このため、世代間の理解を深め、多世代同居や近居といった形態の中で、できるだけ協力し助け合える取組を進めるとともに、性別に関係なく、家族全員が家事・育児・介護等に積極的に参加するような意識づくりと支援体制の理解を深め、適切な利用を促進する必要があります。

また、地域においては、高齢化の進行、単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、今後、男女が共に担わないと地域コミュニティの衰退が懸念されます。

市民やNPOなどの様々な団体が、地域活動への幅広い参画を促すとともに、地域の方針決定の過程における女性の参画を進め、男女がともに支えあう地域づくりを進めることが必要です。

## 施策の方向

家庭の中で、性別にかかわらず、主体的に家事や育児、介護等に参加できるよう各種講座等の開催や世代間協力に対する意識啓発を図り、男女が家族の構成員として対等な立場で責任を担う家庭環境づくりを推進します。

また、活力ある地域づくりのため、男女がともに支えあい、主体的な男女共同参画への取組や活動を促進するとともに、地域を支えるボランティアや地域活動等における男女共同参画を支援します。

## 成果指標

| 項 目                      | 現状値 ( H27 ) | 目標値 ( H32 ) |
|--------------------------|-------------|-------------|
| 家庭において男女が「平等」であると思う市民の割合 | 28.9%       | 32.0%       |
| 三世代同居率                   | 22.9% (H22) | 22.9%       |
| 市ボランティアセンター登録人数（個人+団体）   | 5,137 人     | 6,000 人     |

### 【主要施策①】男女共同による家事・育児・介護の推進

| №  | 主な施策               | 実施区分 | 具体的な取組                                                    | 担当課                         |
|----|--------------------|------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 12 | 父親の子育て意識の醸成        | 継続   | パパママクラスを開催し、父親が家庭で果たす役割を明確にして積極的に子育てにかかわる意識の醸成と育児参加を促す。   | 企画調整課<br>健康センター             |
| 13 | 男性の家事労働を支援する取組の実施  | 継続   | 男の料理教室の実施を通じ、男性の生活の自立と、家事を男女ともに担える環境づくりを支援する。             | 企画調整課<br>学校給食センター<br>健康センター |
| 14 | 性別によらない介護・看護の意識づくり | 継続   | 性別によらない介護・看護の意識づくりのため、介護者教室を開催し、性別、世代を問わず、介護に関する知識の啓発を行う。 | 企画調整課<br>地域包括支援センター         |

### 【主要施策②】世代間協力による男女共同参画の推進

| №  | 主な施策                     | 実施区分 | 具体的な取組                                                                                           | 担当課           |
|----|--------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 15 | 世代間協力を深める学習・教育の推進        | 新規   | 三世代同居家族における世代間の協調のため、保育所・幼稚園や小学校等において、父母・祖父母を対象に、子育てや家族の役割分担等について理解する機会を設ける。                     | 教育総務課<br>こども課 |
| 16 | 夫婦や家族全員で家事や育児に協力し合う意識づくり | 新規   | 保育所・幼稚園・子育て支援センターや小学校等において、乳幼児期・学童期・思春期等、子どもの各成長期における子育ての課題や悩みの解消など、家庭での子どもや孫との関わり方について学ぶ機会を設ける。 | 教育総務課<br>こども課 |

### 【主要施策③】地域活動等における男女共同参画の推進

| №  | 主な施策              | 実施区分 | 具体的な取組                                                               | 担当課                        |
|----|-------------------|------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 17 | 地域活動の場での男女共同参画の啓発 | 継続   | 公民館や自治会等の地域活動が行われている場を活用し、男女共同参画を積極的に促進する。                           | 企画調整課<br>総務課<br>生涯学習・スポーツ課 |
| 18 | ボランティア活動における参画の促進 | 継続   | 「市民1人1ボランティア」をスローガンに、だれもが参加しやすい情報提供の充実を図るとともに、あらゆる世代の男女の主体的な参画を促進する。 | 企画調整課<br>社会福祉課             |

## 重点課題（3）国際化の中での男女共同参画の理解と協調

## 現状と課題

本市に住んでいる外国人は476人(平成27年10月31日現在の外国人登録者)となっています。国際社会の一員として、男女共同参画の先進国の人々に学ぶとともに、同じ市民として国籍や文化の違いを超え、人権を尊重しながら、男女共同参画を進めていく必要があります。

## 施策の方向

男女共同参画社会の実現に向けて、広報・啓発活動を通じて国際協力に対する理解と関心を高めるとともに、各種国際交流事業を促進し、市民の国際感覚の向上や相互理解の推進、日常生活の情報提供など、本市に住む外国人が安心して暮らせるよう努めます。

## 【主要施策①】外国人との協調による男女共同参画の推進

| No | 主な施策            | 実施区分 | 具体的な取組                                                   | 担当課                 |
|----|-----------------|------|----------------------------------------------------------|---------------------|
| 19 | 国際的な視野を持つ子どもの育成 | 継続   | 姉妹・友好都市との交流事業や、中学生の相互訪問事業を実施し、国際的な視野を持つ子どもの育成と国際理解を推進する。 | 企画調整課<br>生涯学習・スポーツ課 |
| 20 | 国際交流員の設置        | 継続   | 児童・生徒の異文化理解と国際感覚の養成を図るため、国際交流員を設置する。                     | 企画調整課               |

## 【主要施策②】地域における外国人との共生

| No | 主な施策             | 実施区分 | 具体的な取組                                                                    | 担当課          |
|----|------------------|------|---------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 21 | 市内在住外国人との交流機会の充実 | 継続   | 日常生活において、市内在住外国人との交流の機会を作り、地域交流に努める。                                      | 企画調整課        |
| 22 | 国際アドバイザーの設置      | 継続   | 外国人にも暮らしやすく温もりのある地域づくりのため、設置している国際アドバイザーについて周知を図り、行政サービスに関する情報提供や生活相談を行う。 | 企画調整課        |
| 23 | 公共サインの充実         | 継続   | 外国人のための公共サインの充実を図り、安心して生活できる環境づくりに努める。                                    | 土木課<br>都市整備課 |

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画を実践できる 就労環境づくり

### 重点課題（１）男女のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

#### 【重点取組】

#### 現状と課題

「\*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に必要なことについて、市民アンケート調査によると、企業においては、「育児・介護休業を取りやすく、復帰しやすい仕組みづくり（休業中の代替要員の確保、休業者への情報提供、職業能力の開発・向上など）」が66.8%と最も高く、男女別にみると、女性は「育児・介護などによりいったん退職しても復帰できる再雇用制度の充実」が59.4%と男性に比べて高くなっています。

仕事と家庭の両立は、家族の協力や職場内の理解、制度の充実が不可欠です。しかし、男性中心型労働慣行が依然として根付いており、家庭のことは女性に偏りがちのため、働く女性が子どもの出産を機に仕事か子育てかの二者択一を余儀なくされるなど、仕事と生活の調和が十分に実現されていません。

このようなことから、男女ともに長時間労働の削減等による働き方の改革を促進し、家族の理解と協力のもと、仕事と家庭をバランスよく負担しあい、仕事、家庭、地域などで多様な生き方が選択できる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を啓発して意識を高めていく必要があります。

また、育児・介護休業法などにより、様々に保障されている母性の保護や子育て・介護のための制度が活用されるよう、企業等に対してきめ細かな啓発を進めていく必要があります。

#### 施策の方向

男女がともに健康で、ライフイベントに対応できる柔軟な働き方を実現するため、男性中心型労働慣行等の見直しを図り、長時間労働を削減し、家事・育児・介護等に女性のみならず男性も積極的に参画できる環境整備を推進します。この取組は、企業との連携が重要であり、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を啓発するとともに、取組を進める企業に対する支援を行い、多様な働き方が可能な職場環境の実現を目指します。

#### 成果指標

| 項 目                    | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|------------------------|----------|----------|
| 市男性職員の子の出生時における育児休暇取得率 | 83.3%    | 100.0%   |
| 市男性職員の育児休業取得率          | 0.0%     | 10.0%    |
| 市職員の年次有給休暇取得率          | 34.0%    | 60.0%    |

## 【主要施策①】働き方の見直しを促す取組の促進

| №  | 主な施策                            | 実施区分 | 具体的な取組                                                                            | 担当課                   |
|----|---------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 24 | ワーク・ライフ・バランスの理解の推進              | 継続   | 男女が安心して仕事と家庭を両立できるように、広報紙やセミナー等を通じて、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解を深める。                      | 企画調整課                 |
| 25 | 法制度を含めたワーク・ライフ・バランスの実践と周知       | 継続   | 事業主と就労者に対し、育児・介護休業法などの法制度の周知及び、短時間労働勤務制度などの理解を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの実践を推進する。          | 企画調整課<br>総務課<br>商工観光課 |
| 26 | 次世代育成支援対策行動計画（*一般事業主行動計画）の策定の促進 | 継続   | 50人以下の企業等に、次世代育成支援対策行動計画（一般事業主行動計画）の策定及び実行を促進する。                                  | 商工観光課<br>こども課         |
| 27 | 男性の意識と職場風土の改革                   | 新規   | 管理職を含めた企業トップの意識改革に向けた啓発を行い、仕事と家庭の両立支援のしやすい職場づくりを推進する。                             | 企画調整課                 |
| 28 | 男性の子育てと仕事の両立ができる職場環境づくり         | 拡充   | 企業等に向けて、ワーク・ライフ・バランスの必要性、育児・介護休暇制度及び短時間労働勤務制度の啓発を行い、男性の子育てと仕事の両立ができる職場環境づくりを促進する。 | 企画調整課<br>商工観光課        |

## 【主要施策②】仕事と家庭の両立に向けた働く場への支援の充実

| №  | 主な施策                         | 実施区分 | 具体的な取組                                                               | 担当課            |
|----|------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 29 | 働く場への子育て支援情報の提供              | 拡充   | 広報紙等を通じて、就労者のための子育て支援制度の紹介や企業への次世代育成環境整備の依頼などを行う。                    | 企画調整課<br>商工観光課 |
| 30 | 均等・両立推進優良企業の紹介と表彰制度の実施       | 拡充   | 仕事と家庭の両立に向けての取組を企業等へ啓発するため、取り組んでいる企業等を紹介する啓発冊子を作成するとともに、優良企業を市で表彰する。 | 企画調整課<br>商工観光課 |
| 31 | 公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度評価の導入 | 新規   | 企業等における男女共同参画の取組を促進するため、市事業の入札参加資格審査に当たって、男女共同参画の視点を持った評価項目を設定する。    | 財政課            |

## 重点課題（２）職業生活における女性の活躍の推進

### 現状と課題

富山県は、女性の就業率が全国に比べて高い傾向がありますが、出産を機に女性の常勤者の約５割が離職しており、その理由として３割近くが就労を希望しながらも仕事と育児の両立が難しいことにあります。結婚や出産、育児といったライフステージによって、女性の働き方の希望は変化しますが、いったん仕事を辞めても、子どもが育つにつれて就労を希望する女性が多いものの、希望に沿った再就職は難しい状況にあります。

男女雇用機会均等法の施行から３０年が経ち、平成２７年（２０１５年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることを重要視し、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきとしています。

そのためには、働く意欲のある女性が就労でき、その能力を十分に発揮して、いきいきと働き続けられる環境整備の必要があります。

また、今後、労働力人口が減少する中で、性別や年齢等を問わず、多様な個性と能力を持つ人材が職場で力を発揮することは、企業活動の活性化につながります。事業主、就労者双方に対して、関係機関と協力してできるだけきめ細かい普及啓発やスキルアップ機会の充実等を図り、自らの希望により、働く又はこれから働こうとする全ての女性が、力を発揮して働ける職場環境づくりを進めていく必要があります。

### 施策の方向

男女が職場において性別による差別を受けることなく、能力発揮の機会や待遇等が均等に確保される職場環境の整備を推進するため、事業主及び就労者に対し、労働に関する各種制度の周知を図ります。また、子育て等により一度職を離れた女性の再就職や起業に向けた支援、情報提供の充実を図ります。

### 成果指標

| 項 目                      | 現状値（H27）   | 目標値（H32） |
|--------------------------|------------|----------|
| 職場において男女が「平等」であると思う市民の割合 | 20.0%      | 27.0%    |
| 女性就業率（15歳以上の女性に占める割合）    | 53.9%（H22） | 59.0%    |
| 女性の再就職セミナーの開催回数          | ０回／年       | ２回／年     |
| 女性の就労に関する相談回数            | ０回／年       | ２回／年     |

## 【主要施策①】希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

| No | 主な施策               | 実施区分 | 具体的な取組                                                                | 担当課            |
|----|--------------------|------|-----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 32 | 女性のスキルアップ機会の充実     | 継続   | 出産や育児を機に仕事を離れた後、就職を希望する人に対し、ママの就活応援プロジェクト事業など、再就職のためのスキルの習得に対する支援を行う。 | 企画調整課<br>商工観光課 |
| 33 | 就業等を支援する相談体制の充実    | 継続   | 再就職、在宅ワーク、短時間勤務など、希望する働き方に応じた相談体制の充実を図り、情報提供を推進する。                    | 企画調整課<br>商工観光課 |
| 34 | 働く女性のための情報誌を活用した啓発 | 新規   | 子育てに関する情報やリフレッシュできる情報など、女性が仕事と家庭を両立するために役立つ情報を掲載した情報誌等を活用した啓発を行う。     | 企画調整課<br>商工観光課 |

## 【主要施策②】雇用の場における均等な機会と待遇の確保

| No | 主な施策             | 実施区分 | 具体的な取組                                                                  | 担当課                   |
|----|------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 35 | 男女雇用機会均等に関する周知徹底 | 継続   | 男女雇用機会均等法の遵守について周知するとともに、実態把握に努める。                                      | 企画調整課<br>商工観光課        |
| 36 | 非正規雇用労働者の処遇改善    | 継続   | パートタイム労働者の雇用環境の整備や公正な待遇の実現に向けて、パートタイム労働法の周知及び啓発に努め、非正規雇用労働者の処遇改善を図る。    | 企画調整課<br>商工観光課        |
| 37 | ハラスメントのない職場の実現   | 拡充   | 職場における、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等による不利益な扱い（マタニティハラスメント）を防ぐため、事業主に対して周知指導を徹底する。 | 企画調整課<br>総務課<br>商工観光課 |
| 38 | 出産後の待遇の確保        | 新規   | 産前・産後休暇及び育児休業後、女性労働者が休暇前と変わらず勤務できるよう、復職しやすい環境づくりと待遇確保などの普及啓発を行う。        | 企画調整課<br>商工観光課        |

## 重点課題（３）多様な働き方を選択できる体制づくり

### 現状と課題

少子・高齢化が進む中、本市においては核家族世帯やひとり親家庭の増加や共働き世帯が増えています。そのような中で、子育てや介護における様々な保育・介護サービスが活用でき、安心して働き続けられる環境が整っていることは、女性のより一層の社会参加の促進や男女がともにいきいきと働くために、たいへん重要なことです。

市民アンケート調査の結果では、男女共同参画社会を形成していくために行政が力を入れるべきことについて、「保育施設、育児サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」が最も多い回答となっており、仕事と家庭の両立を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

今後、ライフスタイルの多様化などにより、保育・介護ニーズは一層高まることが予想されます。働きながら、無理なく育児・介護ができるよう、多様なニーズに対応する保育サービス、介護・福祉サービスなどの支援体制の充実を進める必要があります。

### 施策の方向

ライフスタイルの多様化に対応した保育環境や相談体制の充実を図ります。

また、介護保険制度をはじめとした地域全体で高齢者を支える包括的・継続的ケア体制の強化を図ります。

保育・介護ニーズは一層高まることが予想されることから、働きながら無理なく育児や介護ができるよう、仕事との両立支援を推進します。

### 成果指標

| 項 目               | 現状値（H27）  | 目標値（H32） |
|-------------------|-----------|----------|
| ファミリーサポートセンター登録者数 | 167人（H26） | 200人     |
| 認定こども園の設置数        | 1施設       | 6施設      |
| 子育て支援センターの数       | 7施設       | 8施設      |

## 【主要施策①】多様なニーズに応じた子育て支援の充実

| №  | 主な施策                | 実施区分 | 具体的な取組                                                                                            | 担当課            |
|----|---------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 39 | ニーズに対応した保育事業の実施     | 継続   | 一時預かりや延長保育について周知するとともに、休日保育の拡大、*病児・病後児保育の実施など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図る。                              | こども課           |
| 40 | 認定こども園等の保育施設の整備     | 新規   | 保育所と幼稚園の統合などにより、幼保連携型認定こども園を設置し、保育の希望に対応できる環境を整備する。                                               | こども課           |
| 41 | *放課後児童クラブの充実        | 継続   | 保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後において留守家庭の小学生を対象とした放課後児童健全育成事業の充実を図り、安全で安心な児童の活動拠点のほか地域住民や他学年の児童との交流の場を整備する。 | こども課           |
| 42 | *ファミリー・サポート・センターの充実 | 継続   | ファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、安心して仕事と育児が両立できるよう積極的に地域における子育てを支援する。                                      | こども課           |
| 43 | 育児相談体制・機能の充実        | 継続   | ファミリー・サポート・センターや子育て支援センターにおいて、職員研修や情報交換等を行い、子育てに関する相談や指導、地域における子育て家庭の支援を行う。                       | こども課           |
| 44 | 子育て情報の提供            | 新規   | 子育て情報を集約し、ガイドブックやインターネット等により、子育て支援のための適切な情報提供を行う。                                                 | こども課<br>健康センター |
| 45 | 育児サークルの育成・支援        | 新規   | 子育て中の親等の交流や情報交換を目的とする自主的な育児グループを支援する。                                                             | こども課           |
| 46 | 病児・病後児保育事業の実施       | 拡充   | 保護者の継続的な就労等を支援するため、病気・ケガの回復期の子どもや回復期に至っていない病中の子どもに対して、病児・病後児保育事業を実施する。                            | こども課           |

【主要施策②】仕事と家庭の両立に向けた介護・生活支援の充実

| No | 主な施策           | 実施区分 | 具体的な取組                                                       | 担当課                 |
|----|----------------|------|--------------------------------------------------------------|---------------------|
| 47 | *地域包括支援センターの運営 | 継続   | 地域住民の福祉サービスに関する相談を総合的に受け付け、相談内容に応じて、関係機関等の支援や制度が利用できるよう援助する。 | 地域包括支援センター          |
| 48 | 家族介護の相談支援の強化   | 継続   | 在宅で介護を担う人の負担軽減が図られるよう、介護サービスの内容充実を図るとともに、介護を担う悩み等の相談体制を強化する。 | 高齢介護課<br>地域包括支援センター |
| 49 | 介護従事者等の人材育成    | 継続   | 認知症サポーターの養成や介護従事者の育成を強化する。                                   | 高齢介護課<br>地域包括支援センター |
| 50 | 介護サービスの周知      | 継続   | 介護保険や生活支援サービスを周知するため、啓発誌や広報紙等で情報提供を図る。                       | 高齢介護課               |

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の参画拡大

### 重点課題（１）政策・方針決定過程への女性の参画の促進

#### 【重点取組】

#### 現状と課題

近年、女性の社会進出は進んでいるものの、依然として政策・方針等を決定する役割は男性が中心となっています。男女共同参画による調和のとれた社会を実現するためには、女性と男性が対等な社会の構成員として行政、地域、職場など、様々な場で政策・方針決定に参画し、積極的に女性の意見を反映させるとともに、社会づくりに責任を持って関わっていくことが重要です。

本市の審議会等における女性委員の割合をみると、平成27年（2015年）までの目標として30%を掲げてきましたが、審議会によっては女性の参画が進みにくい分野もあり、平成26年度末現在では24.2%と県内平均を下回っています。政策・方針決定過程への女性の参画を図るには、市民の意見を取り入れる審議会、協議会、委員会など委員の選出方法（充て職の見直し、公募の活用等）を検討する必要があります。

#### 施策の方向

あらゆる分野での政策・方針決定へ女性の参画が進むよう政策・方針決定過程において、公的な分野から取組を進め、まずは行政が率先して積極的改善措置（ポジティブアクション）により女性の参画拡大を図ります。

また、事業者等に向けては、指導的地位に女性を登用するなど、女性の管理職登用や活躍促進に向けた働きかけを積極的に行います。

#### 成果指標

| 項 目                               | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|-----------------------------------|----------|----------|
| 市の審議会等における女性委員の割合                 | 24.2%    | 30.0%    |
| 市（企業会計を除く。）における女性管理職の登用率（うち一般行政職） | 27.4%    | 30.0%    |
| 女性の能力向上セミナーの開催回数                  | 0回／年     | 2回／年     |

【主要施策①】審議会等の女性委員選任促進

| No | 主な施策               | 実施区分 | 具体的な取組                                                                | 担当課                  |
|----|--------------------|------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 51 | 市審議会等への女性の参画促進     | 継続   | 市が設置する審議会等への女性の割合を向上させるため、審議会の新設や委員の改選時に、積極的な女性委員の選任促進を図る。            | 関係各課                 |
| 52 | 充て職の見直しや公募制の拡充     | 継続   | 女性の登用促進に関し、充て職の見直しや公募制を拡充するなど、毎年定期的に、庁内関係課等において審議会等における女性の参画促進の強化を図る。 | 企画調整課<br>総務課<br>関係各課 |
| 53 | 審議会等女性委員の参画状況調査・公表 | 継続   | 審議会等の女性委員の参画状況を毎年調査し、公表する。                                            | 企画調整課                |

【主要施策②】行政における女性職員の育成と管理職への登用

| No | 主な施策              | 実施区分 | 具体的な取組                                                 | 担当課 |
|----|-------------------|------|--------------------------------------------------------|-----|
| 54 | 行政運営への女性の参画の推進    | 継続   | 性別にとらわれない配置や職務分担を行うとともに、女性職員の管理職等への登用を積極的に推進する。        | 総務課 |
| 55 | 市の女性職員の能力開発       | 拡充   | 女性職員のキャリア形成につながる意識啓発の研修等の開催や、能力向上のための外部研修へ職員を積極的に派遣する。 | 総務課 |
| 56 | 女性管理職の育成のための機運の醸成 | 新規   | 女性管理職が活躍しやすい職場づくりに向け、女性管理職の育成や管理職登用をテーマとした研修を行う。       | 総務課 |

## 【主要施策③】企業に向けた指導的地位の女性登用啓発の推進

| No | 主な施策                      | 実施区分 | 具体的な取組                                                               | 担当課            |
|----|---------------------------|------|----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 57 | 働く女性の活躍推進の啓発              | 新規   | 指導的地位の女性の登用促進のため、事業主に対して、女性の特性を生かし、いきいきと働く女性の事例を紹介するなど、啓発冊子等を配布する。   | 企画調整課          |
| 58 | 事業主に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進 | 新規   | 企業等への訪問や啓発冊子等の配布による事例紹介等を通して、優良事業所のPRを図り、女性が生きがいを持って働ける職場環境づくりを推進する。 | 企画調整課<br>商工観光課 |
| 59 | 女性の活躍推進企業の認定・表彰制度の実施      | 新規   | 女性がいきいきと活躍できるような取組をしている企業を認定・表彰するなど、企業における女性の活躍を支援する。                | 企画調整課<br>商工観光課 |

## 重点課題（２）地域活動における女性の活躍の推進

### 現状と課題

少子・高齢化に伴う人口減少が進み、自治会の維持や活性化が課題となってくる中、地域の自治活動において、女性が実務を担うことは多くても、会長などの代表になることは少なく、女性が自治活動の方針決定に中核的な役割を果たしているとは言えない状況にあります。また、組織の会員の固定化や高齢化により活動が停滞するなどの状況もあり、様々な立場や年代の女性が、地域の自治活動に積極的に参加していくための素地づくりが大切です。

市民アンケート調査結果によると、地域活動の場においては「男性の方が優遇されている（「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」を含む）」と答えた人の割合は57.0%、男女が平等と感じている方は25.4%と低い結果となっていることから、地域においても女性の参画の推進に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、地域ぐるみで女性の活躍を推進し、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住することにつながっていく好循環を地域で創り出していくことや、男女共に多様な個性と能力をもつ人材が、社会のあらゆる活動に積極的に参加して意思決定に主体的にかかわり活動を充実させ、自主的な活動ができるよう働きかける必要があります。

### 施策の方向

女性団体等の育成・活動支援や各種講座等を通して女性リーダーの育成に努め、地域活動において男女が対等で責任ある立場で参画し、多様な視点や価値観によって政策・方針の立案と実施ができるよう女性の活躍を支援します。

### 成果指標

| 項 目                     | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|-------------------------|----------|----------|
| 地域活動において男女が「平等」と思う市民の割合 | 25.4%    | 29.0%    |

## 【主要施策①】地域コミュニティにおける女性活動への支援

| No | 主な施策              | 実施区分 | 具体的な取組                                                            | 担当課        |
|----|-------------------|------|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 60 | 女性団体等への活動支援       | 継続   | 砺波市女性団体連絡協議会における女性の地位と福祉の向上を図る活動を支援する。                            | 生涯学習・スポーツ課 |
| 61 | 団体グループのネットワーク形成支援 | 拡充   | 女性の団体やグループについて、分野ごと、さらには異分野間の情報交換や組織化などを検討し、活動連携等のネットワークの形成を支援する。 | 生涯学習・スポーツ課 |

## 【主要施策②】地域で活動しやすい環境づくりや人材の育成

| No | 主な施策             | 実施区分 | 具体的な取組                                                                           | 担当課                        |
|----|------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 62 | 地域活動における女性の参画の促進 | 拡充   | 地域で活動する自治会役員、民生委員児童委員、各協議会等において「男女共同参画」に関する啓発資料を配布するなど、女性委員の方針決定過程への参画について理解を図る。 | 企画調整課                      |
| 63 | 女性の地域リーダーの育成     | 継続   | 様々な地域活動の中心となる女性を育成するため、女性の団体・グループの指導者等を対象とした研修等を実施する。                            | 企画調整課<br>総務課<br>生涯学習・スポーツ課 |

## 重点課題（３）農林業・商工業等における女性の参画の促進

### 現状と課題

富山県では、農業従事者の約５割を女性が占めており、また、\*６次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、慣行や習慣によって、女性の意見が事業の内容に反映しにくい状況が多く、方針決定の場への女性の参画はまだ不十分です。

本市においては、地産地消、食育、消費ニーズ、食の安全に関心が高く、農産物の生産や加工、販売等の活動において、女性の活躍に焦点をあて、その力をより生かすための取組が必要です。

男女が互いに対等なパートナーとして認識を深め、得意分野を生かし、事業の担い手として活躍するために労働環境を整えるよう啓発を行い、男女共同参画の意識を浸透させる必要があります。

また、商工業の分野でも、商工団体における女性役員が少ないなどの状況にあり、商店街の活性化や商工業における経営にも女性の積極的な参画が望まれます。

### 施策の方向

パートナーシップ経営の確立など農林業・商工業等の経営発展に向け、女性の能力向上を図る研修の充実や各種の情報提供、起業活動の支援に努めます。

また、女性が働きやすい作業環境の整備や就業支援、経営におけるワーク・ライフ・バランス、農村地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消するなど、行動の変革に向けた取組を推進します。

### 成果指標

| 項 目           | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|---------------|----------|----------|
| 農業委員に占める女性の割合 | 11.1%    | 15.0%    |

## 【主要施策①】 女性の参画支援とリーダーの育成

| №  | 主な施策                    | 実施区分 | 具体的な取組                                                              | 担当課              |
|----|-------------------------|------|---------------------------------------------------------------------|------------------|
| 64 | 女性農業委員の登用の促進            | 新規   | 農業委員会法に基づき、農業委員の選出は任命制であることから、年齢・性別の偏りが生じないよう女性登用に向けた働きかけを行う。       | 農業振興課<br>(農業委員会) |
| 65 | 女性農業士の育成と連携             | 継続   | 農業に従事する女性の地位向上や経営参画に向け、女性農業者の*認定農業者への育成を図る。                         | 農業振興課            |
| 66 | 農村地域での女性リーダーの育成とネットワーク化 | 継続   | 女性の経営管理能力の向上や技術習得等に向けた研修や情報提供を推進し、さらに女性リーダー層が情報交換できるようネットワーク化を推進する。 | 農業振興課            |
| 67 | 女性農業者の活動の支援             | 拡充   | 6次産業化、食育及び地産地消に取り組む女性生産者・団体の活動や起業を支援し、産地化やブランド化の確立を図る。              | 農業振興課            |
| 68 | 商工業等の女性創業者への支援          | 新規   | 女性の地位向上及び経営参画に向け、創業支援事業について商工団体等と連携し推進する。                           | 商工観光課            |

## 【主要施策②】 女性の働きやすい環境整備と経営参画の促進

| №  | 主な施策           | 実施区分 | 具体的な取組                                                              | 担当課   |
|----|----------------|------|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 69 | 女性の就業条件・環境の整備  | 継続   | 「農山漁村男女共同参画推進指針」に基づく「新富山県農山漁村女性プラン」における「いきいきと輝いて行動する女性」を目標とした啓発を行う。 | 農業振興課 |
| 70 | *家族経営協定制度の普及促進 | 継続   | ワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結の普及とともに、継続的な有効活用の促進を図る。            | 農業振興課 |

## 重点課題（４）防災・災害時における女性の参画の促進

### 現状と課題

砺波市は、災害が少ない地域であることから比較的意識が低かった防災対策については、新潟県中越大震災、中越沖地震、そして東日本大震災の経験から、災害発生時における女性の責任の増加や性差に配慮した支援などの課題が明らかになりました。

国では、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を平成25年(2013年)5月に公表されました。

このことから、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行い、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点を反映した『地域防災計画の見直し』の機会をつくる必要があります。

また、災害対応の現場においては、救助・救援、医療、消火活動、復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しますが、意思決定の場での女性の参画は少ない状況です。

災害時には、平常時における社会の課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となります。

災害対応において女性が果たす役割は大きいことを認識し、女性が防災政策の方針を決定する場や地域の防災活動の場、あらゆる災害支援活動において、リーダーシップを発揮できるよう、平常時から参画の機会をしっかりと確保しておくことが不可欠です。

### 施策の方向

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大することにより、危険が伴う分野においても男女共同参画の視点を取り入れます。災害時の対応においては、女性の視点、多様なニーズに配慮して進めます。

また、防災における女性リーダーの育成・参画推進のため、女性の消防団への入団を促進するとともに、自主防災組織への女性の参画拡大に努めます。

### 成果指標

| 項 目                      | 現状値 ( H27 ) | 目標値 ( H32 ) |
|--------------------------|-------------|-------------|
| 防災会議における女性委員の数           | 3人          | 5人          |
| 女性消防団員加入率（全体に占める女性団員の割合） | 8.4%        | 8.5%        |

## 【主要施策①】男女共同参画の視点での防災体制の確立

| No | 主な施策                       | 実施区分 | 具体的な取組                                                                              | 担当課          |
|----|----------------------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 71 | 男女共同参画の視点での防災・災害時における活動の啓発 | 新規   | 災害時に必要となる男女双方の視点や要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児など）の視点から、多様なニーズに対する配慮や日頃の備えについて、出前講座等を通じて地域へ啓発する。 | 総務課          |
| 72 | 災害対策の方針決定過程への女性の参画促進       | 新規   | 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、砺波市防災会議への女性委員の参画を促進する。                                   | 総務課          |
| 73 | 自主防災会における女性の参画促進           | 新規   | 地域の防災活動において、多様な地域の意見やニーズを反映させるため、マニュアルの作成や研修会での啓発などを通して、方針決定過程への女性の参画を促進する。         | 総務課<br>砺波消防署 |
| 74 | 防火・消防組織における男女共同参画の促進       | 新規   | 女性の防火知識や技術の向上を目指し、講座等を開催するほか、消防団や婦人消防クラブなどの活動を支援して、地域における防火・消防組織への女性の参画を促進する。       | 総務課          |
| 75 | 地域の防災リーダーの育成               | 継続   | 女性消防団員の加入を促進し、地域の防災リーダーを育成する研修会を開催する。                                               | 砺波消防署        |

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会に向けた 安全・安心な暮らしの実現

### 重点課題（１）男女の人権の尊重

#### 現状と課題

「人権の尊重」は、私たちが生活する上で最も基本的な理念であり、男女共同参画社会を実現するためにも不可欠な条件です。中でも、配偶者からの暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、学校でのいじめなどは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。相手に対する思いやり、互いの性、\*ジェンダーについて学校や家庭で考え、人権・性教育の充実を図り、人権侵害を許さない啓発活動が必要です。

また、近年、インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及に伴い、SNS等新しいツールを利用した人権侵害が発生するようになってきています。子どもや青少年に有害な情報が流出しやすい環境となっていることから、保護者を含めた家庭、地域、学校と連携し、青少年を犯罪から守る体制づくりの強化が必要です。

#### 施策の方向

男女の人権を侵害するあらゆる暴力を許さない社会環境の醸成と発生防止に向けた意識啓発を図ります。

子どもや青少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐため、青少年や児童生徒、保護者に対する情報活用能力の向上を図ります。

#### 成果指標

| 項 目      | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|----------|----------|----------|
| 人権啓発活動回数 | 4回／年     | 5回／年     |

## 【主要施策①】男女の人権を守る啓発の促進

| No | 主な施策                   | 実施区分 | 具体的な取組                                                       | 担当課                     |
|----|------------------------|------|--------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 76 | 人権教育・啓発の推進             | 継続   | 人権教育及び人権啓発推進に関する法律に基づき、学校、地域、家庭等において、人権教育の普及啓発の講演会や研修会を実施する。 | 総務課<br>教育総務課            |
| 77 | 性の尊重に関する啓発の促進          | 継続   | 学校教育において、発達段階に応じて適切な性に関する指導を行い、互いの性を理解する教育の充実を図る。            | 教育総務課                   |
| 78 | セクシュアル・ハラスメントの防止       | 継続   | 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための啓発を行う。                          | 企画調整課<br>商工観光課<br>教育総務課 |
| 79 | 青少年にとって有害な図書、広告物等の排除   | 継続   | 富山県青少年健全育成条例に基づき、青少年を性犯罪の被害から守るため、有害な図書、広告物等を排除する活動の充実を図る。   | 生涯学習・スポーツ課              |
| 80 | 犯罪を防ぐ情報活用能力の向上         | 新規   | 青少年や児童生徒、保護者に対し、正しい情報が活用できるよう学習の機会を設け、啓発を図る。                 | 教育総務課                   |
| 81 | 男女共同参画の視点による市の刊行物等への配慮 | 新規   | 市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮する。                      | 企画調整課<br>ほか各課           |

## 【主要施策②】人権尊重に基づいた相談体制づくり

| No | 主な施策          | 実施区分 | 具体的な取組                                                     | 担当課                            |
|----|---------------|------|------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 82 | 人権相談窓口・機関等の周知 | 継続   | 法律相談、行政相談等の人権相談窓口・機関等の周知を図るとともに、関係機関との連携を図りながら相談体制の整備に努める。 | 総務課<br>社会福祉課                   |
| 83 | 児童虐待防止相談事業の実施 | 継続   | 人権に基づく育児相談・教育相談等の各種相談事業を行い、虐待等の早期発見や予防に努める。                | 総務課<br>健康センター<br>教育総務課<br>こども課 |

## 重点課題（２）男女間のあらゆる暴力の根絶

### 【重点取組】

#### 現状と課題

配偶者・パートナーからの暴力（\*DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因となっています。

身体的暴力だけでなく、言葉による暴力や性的暴力、経済的暴力など、男女間の暴力は様々な形で存在しています。

近年では、デートDV、\*リベンジポルノといった高校生や大学生などの若者が被害者となるケースもあります。

市民アンケートによると、「大声でどなられた」、「汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしられた」経験がある女性は約６割と顕在化している中で、「何を言っても無視された」経験がある男性は約３割となっており、女性よりも高い数値となっています。

また、DV被害者において「相談しなかった」方が約８割と多く、相談体制の更なる周知が必要です。

さらに、障がい者や高齢者など、調査結果には表れない潜在的なDVも存在しているため、DVについて認識を深めるとともに、関係機関と連携して、プライバシーに配慮した相談体制の強化を図り、加害者にも被害者にもならない安全に生活できる環境づくりを進める必要があります。

#### 施策の方向

性別にかかわらず男女が互いに尊重し理解し合い、思いやりを持っていきいきとした生活が送れるように、あらゆる暴力に対する問題意識を深めるための啓発や相談窓口の充実を図ります。

また、DV被害防止や支援に取り組んでいる各種団体、関係機関と連携を図るとともに、被害者保護及び自立に向けた支援の充実に努めます。

#### 成果指標

| 項 目                                  | 現状値（H27） | 目標値（H32） |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 民生委員児童委員、男女共同参画推進員等を対象としたDV防止講座の受講人数 | 40人      | 80人      |
| 若年層を対象としたDV防止セミナーの受講人数               | 475人     | 525人     |

## 【主要施策①】あらゆる暴力を防ぐ環境・意識づくり

| №  | 主な施策                     | 実施区分 | 具体的な取組                                                 | 担当課   |
|----|--------------------------|------|--------------------------------------------------------|-------|
| 84 | D V 防止のための啓発事業           | 継続   | D V 防止啓発用リーフレットの作成、D V 防止に関するセミナー等を実施してD V 防止啓発を図る。    | 企画調整課 |
| 85 | D V 防止の啓発と相談窓口の周知        | 継続   | D V 防止啓発用チラシ等を大型商業施設のトイレ等に配置するなど、D V 防止の啓発と相談体制の周知を図る。 | 企画調整課 |
| 86 | 若年層に対するデートD V 防止のための啓発事業 | 継続   | 中学生・高校生等を対象にデートD V 防止に関するセミナー等を実施し、デートD V の認識と防止を図る。   | 企画調整課 |
| 87 | 人権侵害であるD V に関する情報提供      | 継続   | 広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどを通して情報提供を図る。                       | 企画調整課 |

## 【主要施策②】相談体制・サポート体制の整備と周知

| №  | 主な施策            | 実施区分 | 具体的な取組                                                                          | 担当課            |
|----|-----------------|------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 88 | 早期発見のための体制づくり   | 継続   | 民生委員児童委員、男女共同参画推進員等を対象として「D V 防止法」に基づく通報の周知や相談対応について理解を深める講習会を開催し、被害者の早期発見に努める。 | 企画調整課<br>社会福祉課 |
| 89 | 女性のための総合相談事業の実施 | 継続   | 女性の弁護士や民間団体の協力のもと、女性のための無料相談を実施するとともに、相談窓口の周知に努める。                              | 企画調整課<br>社会福祉課 |

### 【主要施策③】安全で安心な保護と自立への支援

| №  | 主な施策             | 実施区分 | 具体的な取組                                                  | 担当課           |
|----|------------------|------|---------------------------------------------------------|---------------|
| 90 | 市営住宅入居条件の優遇支援    | 継続   | DV被害者の住宅確保に向けた支援として、市営住宅の単身入居を可能とするなど、入居条件等優遇措置により支援する。 | 都市整備課         |
| 91 | DV被害者に対する就業・生活支援 | 継続   | 緊急時における一時的な安全確保を図るとともに、就業の支援や生活保護制度など適切な生活支援を行う。        | 社会福祉課         |
| 92 | DV被害者の子どもに対する支援  | 継続   | 子育て支援のための手当の支給や児童・生徒の入所・入園・就学・放課後児童クラブに関する支援を行う。        | 教育総務課<br>こども課 |

### 【主要施策④】関係機関との連携と協力体制づくり

| №  | 主な施策                     | 実施区分 | 具体的な取組                                                               | 担当課           |
|----|--------------------------|------|----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 93 | 民間団体・児童相談所等の関係機関との連携     | 拡充   | DV、児童虐待の両方の観点から発見、通報・保護につなげるため、児童相談所などの関係団体との連携を強化する。                | 社会福祉課<br>こども課 |
| 94 | 手続の一元化体制（*ワンストップサービス）の確立 | 新規   | 被害者の自立支援策として、関係部署の連携を促進するとともに、1か所で全ての支援手続が受けられる体制づくりを行う。             | 関係各課          |
| 95 | 二次的被害防止のための職務関係者等に対する研修  | 継続   | 二次的被害を防止するため、窓口で相談に応じる職員や学校教職員、保育所職員等にDVの特性や二次的被害防止の研修を実施し、資質の向上を図る。 | 企画調整課<br>総務課  |

## 重点課題（3）誰もが安心して暮らせる支援体制づくり

### 現状と課題

男女共同参画を推進していく上で、誰もがいきいきと安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりが不可欠です。特に、4人に1人が65歳以上の高齢者である本市においては、高齢期の男女が固定的な役割分担に捉われず、意欲と能力に応じた就労や社会参画ができる環境づくりが必要です。

一人暮らしや見守りが必要な高齢者が増える中、地域での支えあいや助け合いが重要となってきました。また、高齢者だけでなく、障がい者やひとり親家庭等を含めて様々な年代や生活状況にある人が、安心して自分らしく健康に生活していくための環境整備が必要です。

### 施策の方向

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の全ての人が、性別にかかわらず地域でいきいきと就労や社会参加ができるよう地域社会活動の活性化を図るとともに、男女共同参画の視点に立った介護・自立支援サービスの提供を促進します。

### 成果指標

| 項 目                       | 現状値（H27）      | 目標値（H32） |
|---------------------------|---------------|----------|
| 高齢者学級（21地区）参加述べ人数         | 6,057人/年（H26） | 6,220人/年 |
| 一般介護予防事業（いきいき百歳体操）取組グループ数 | 20グループ        | 100グループ  |

【主要施策①】 高齢者の自立と生きがいの推進

| No  | 主な施策                 | 実施区分 | 具体的な取組                                                                                     | 担当課                          |
|-----|----------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 96  | シルバー人材センターの運営支援と情報提供 | 継続   | シルバー人材センターの会員数を増やし活性化を図るとともに、就業に関する情報提供を推進する。                                              | 社会福祉課                        |
| 97  | 高齢者の学習機会の充実          | 継続   | 高齢者が自立し、生きがいを持って生活を送ることができるよう市老人クラブ連合会の活動を支援して趣味の活動、交流の機会を創出するとともに、「出前講座」などを通して、学習の場を提供する。 | 社会福祉課<br>高齢介護課<br>地域包括支援センター |
| 98  | 要介護高齢者の外出や社会参加支援     | 継続   | 地域やボランティア団体の協力を得ながら、要介護高齢者の外出や社会参加に対する支援を推進する。                                             | 社会福祉課<br>高齢介護課               |
| 99  | 高齢者への支援サービスの提供       | 継続   | 介護保険制度の認識を深めるとともに、関係団体との連携を図り、高齢者が住みよい住宅改善支援事業や緊急通報装置設置事業などを実施し、一人暮らし高齢者が安心して生活できるよう支援する。  | 社会福祉課<br>高齢介護課<br>地域包括支援センター |
| 100 | 地域包括支援センターの活動の充実     | 継続   | 地域包括支援センターの活動の充実や、援護が必要な高齢者等に介護予防や生活面でのサービスを提供し、自立を支援するとともに、高齢者の悩みに対する相談体制と高齢者虐待の防止を図る。    | 地域包括支援センター                   |
| 101 | 地域での支援体制の充実          | 継続   | 地域包括支援センターが中心となり、要支援者の実態把握に努め、地域と連携してひとり暮らしの援護が必要な高齢者に対して見守りを行う。                           | 社会福祉課<br>地域包括支援センター          |
| 102 | 高齢者の能力を活用した共助の仕組みづくり | 新規   | 現行のボランティアポイント制度と連携を図り、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える新たな仕組みを推進する。                                   | 社会福祉課<br>高齢介護課               |

## 【主要施策②】障がい者・ひとり親家庭等の自立支援

| No  | 主な施策            | 実施区分 | 具体的な取組                                                               | 担当課            |
|-----|-----------------|------|----------------------------------------------------------------------|----------------|
| 103 | 障がい者への施設環境整備    | 継続   | 男女共同参画の視点に立った障がい者施策を推進するとともに、バリアフリー化等の配慮を事業者に対し働きかける。                | 社会福祉課<br>商工観光課 |
| 104 | 障がい者への就労支援      | 継続   | 障がい者が意欲と能力に応じて働けるよう、関係機関と連携し、民間企業等への就労支援、技能習得などによる経済的自立を促す。          | 社会福祉課<br>商工観光課 |
| 105 | 母子家庭への自立支援      | 継続   | 児童扶養手当、母子家庭等小口資金貸付、母子家庭自立支援給付金事業により、ひとり親家庭の経済的な負担を軽くし、就労と自立について支援する。 | 社会福祉課          |
| 106 | ひとり親家庭への医療費助成   | 継続   | ひとり親家庭の18歳以下の子どもとその親等の医療費に対し、適切に助成を行い福祉の増進に努める。                      | 社会福祉課          |
| 107 | ひとり親家庭の家庭生活への支援 | 継続   | ひとり親家庭の経済的自立、育児と就労の両立、養育費や子の就学支援など、生活面の総合的な幅広い相談支援を行う。               | 社会福祉課          |
| 108 | 母子・父子自立支援員の設置   | 継続   | 市役所に母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子のひとり親家庭に対する相談体制の充実に努める。                      | 社会福祉課          |
| 109 | 市営住宅入居条件の優遇支援   | 継続   | ひとり親家庭の市営住宅への入居に際し、優遇措置を行う。                                          | 都市整備課          |

## 重点課題（４）生涯を通じた心と身体健康支援

### 現状と課題

男性も女性も、末永く健康で自立した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現における土台となります。男女互いがそれぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、相手に思いやりをもって生きていく必要があります。

しかし、核家族化が進む中、高齢者世帯やひとり親世帯の増加など、個人や家族だけでは十分に対応できない問題も多くなっています。また、様々な情報が氾濫する中で、性の尊重や命を大切にする意識が薄れつつあるなど、多様な生き方を尊重しながらも社会全体で解決すべき問題もあります。

このため、健康福祉部門や教育部門において、健康で心身ともに安定した生活のための環境整備が求められています。特に、女性は、妊娠・出産という身体的な変化に直面する機会があることから、「\*リプロダクティブヘルズ/ライフ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点も含め、女性のライフステージに応じた健康づくりや健診などの予防対策を推進する必要があります。

### 施策の方向

自らの健康状態の把握と健康に関する正しい知識の普及と理解促進に努め、各種保健事業を通して男女の健康を支援します。

性別によって生じる男女の様々な心身の問題や悩みに対し、各種相談の実施や相談窓口の周知により支援します。

### 成果指標

| 数値目標       | 現状値（H27）            | 目標値（H32）    |
|------------|---------------------|-------------|
| 妊婦健康診査受診回数 | 12.2回<br>(H25)      | 12.6回       |
| 不妊治療費助成者数  | 115回（実74人）<br>(H26) | 240回（実120人） |
| 乳がん検診受診率   | 31.1%<br>(H26)      | 50.0%       |
| 子宮がん検診受診率  | 32.2%<br>(H26)      | 50.0%       |

## 【主要施策①】生涯を通じた男女の健康保持・増進

| №   | 主な施策                 | 実施区分 | 具体的な取組                                                                            | 担当課             |
|-----|----------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 110 | ライフステージに応じた健康支援      | 継続   | 男女のライフステージに応じた適切な健康の保持増進ができるよう健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の事業を推進する。                         | 健康センター          |
| 111 | 若い世代からの女性の健康保持事業の推進  | 継続   | 若い世代からの女性の健康保持のため、レディース検診を実施するなど、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期まで、女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。   | 健康センター          |
| 112 | 若い世代へ結婚・妊娠に関する意識啓発   | 新規   | 結婚適齢期の若い世代に対し、卵子の老化、男性不妊、不妊症等の妊娠、出産に関する正しい知識を習得する機会を提供して、結婚・妊娠の適齢期を周知する。          | 企画調整課<br>健康センター |
| 113 | 働く男性の健康保持事業の推進       | 継続   | 男性の喫煙飲酒や肥満、長時間労働が引き起こす身体的な健康問題を防ぐため、検診の啓発や「心の健康相談」の開催など、男性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。 | 健康センター          |
| 114 | 健康をおびやかす問題についての対策の推進 | 継続   | H I V/エイズや性感染症、薬物乱用や喫煙など、健康被害に関する指導や情報提供を学校教育の段階から行う。                             | 健康センター<br>教育総務課 |
| 115 | 性差に応じた健康支援の推進        | 継続   | 性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）や生活習慣病の予防施策を進める。                                   | 健康センター          |

【主要施策②】妊娠・出産期における健康支援

| No  | 主な施策                | 実施区分 | 具体的な取組                                                                               | 担 当 課          |
|-----|---------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 116 | 妊婦に対する健康診査事業の実施     | 継続   | 妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えられるよう母子手帳交付時に妊婦健康診査受診券を配付し、妊婦健康診査を実施する。             | 健康センター         |
| 117 | 妊産婦への医療費等助成         | 継続   | 妊娠から出産まで一貫して、健康診査、訪問指導・相談が受けられるよう保健活動を推進するとともに、妊娠中の対象疾病に係る医療費助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。 | 健康センター<br>こども課 |
| 118 | マタニティマークの普及         | 継続   | 妊婦に対する配慮を市民に周知啓発するため、「マタニティマーク」の利用を促進し、理解を深める。                                       | 健康センター         |
| 119 | 不妊に関する相談や治療費助成などの支援 | 拡充   | 妊娠を希望する男女に対し、不妊治療に係る費用を助成するとともに、相談・支援を行う。                                            | 健康センター         |
| 120 | 乳幼児健康相談の実施          | 継続   | 乳幼児の発達や子育てに関する相談に応じ、育児不安の解消や精神的支援体制の充実を図る。                                           | 健康センター         |